

美容師法抜粋（美容の業及び美容所における衛生管理関係）

○美容師法

（美容の業を行う場合に講ずべき措置）

第八条 美容師は、美容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 皮ふに接する布片及び皮ふに接する器具を清潔に保つこと。
- 二 皮ふに接する布片を客一人ごとに取り替え、皮ふに接する器具を客一人ごとに消毒すること。
- 三 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

（美容所の使用）

第十二条 美容所の開設者は、その美容所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第十三条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けた後でなければ、当該美容所を使用してはならない。

（美容所について講ずべき措置）

第十三条 美容所の開設者は、美容所につき、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 常に清潔に保つこと。
- 二 消毒設備を設けること。
- 三 採光、照明及び換気を充分にすること。
- 四 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

（立入検査）

第十四条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、美容所に立ち入り、第八条又は前条の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2 （略）

（閉鎖命令）

第十五条 都道府県知事は、美容所の開設者が、第十二条の三若しくは第十三条の規定に違反したとき、又は美容師でない者若しくは第十条第二項の規定による業務の停止処分を受けている者にその美容所において美容の業を行わせたときは、期間を定めて当該美容所の閉鎖を命ずることができる。

2 当該美容所において美容の業を行う美容師が第八条の規定に違反したときも、前項と同様とする。ただし、当該美容所の開設者が美容師の当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督を尽したときは、この限りでない。

○美容師法施行規則

（皮膚に接する器具）

第二十四条 法第八条第一号及び第二号に規定する器具とは、クリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけ取り、かみそりその他の皮膚に直接接触して用いられる器具とする。

（消毒の方法）

第二十五条 法第八条第二号に規定する消毒は、器具を十分に洗淨した後、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるいずれかの方法により行わなければならない。

- 一 かみそり（専ら頭髮を切断する用途に使用されるものを除く。以下この号において同じ。）及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いのあるものに係る消毒
 - イ 沸騰後二分間以上煮沸する方法
 - ロ エタノール水溶液（エタノールが七十六・九パーセント以上八十一・四パーセント以下である水溶液をいう。次号ニにおいて同じ。）中に十分間以上浸す方法
 - ハ 次亜塩素酸ナトリウムが〇・一パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法

二 前号に規定する器具以外の器具に係る消毒

- イ 二十分間以上一平方センチメートル当たり八十五マイクロワット以上の紫外線を照射する方法
- ロ 沸騰後二分間以上煮沸する方法
- ハ 十分間以上摂氏八十度を超える湿熱に触れさせる方法
- ニ エタノール水溶液中に十分間以上浸し、又はエタノール水溶液を含ませた綿若しくはガーゼで器具の表面をふく方法
- ホ 次亜塩素酸ナトリウムが〇・〇一パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法
- ヘ 逆性石ケンが〇・一パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法
- ト グルコン酸クロロヘキシジンが〇・〇五パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法
- チ 両性界面活性剤が〇・一パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法

(清潔保持の措置)

第二十六条 法第十三条第一号に規定する清潔の保持のための措置は、次のとおりとする。

- 一 床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリウム又は板等不浸透性材料を使用すること。
- 二 洗場は、流水装置とすること。
- 三 ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。

(採光、照明及び換気の実施基準)

第二十七条 法第十三条第三号に規定する採光、照明及び換気の実施の基準は、次のとおりとする。

- 一 採光及び照明
美容師が美容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を百ルクス以上とすること。
- 二 換気
美容所内の空気一リットル中の炭酸ガスの量を五立方センチメートル以下に保つこと。

○美容師法施行条例

(美容の業を行う場合に講ずべき措置)

第3条 法第8条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 身体及び被服等は、清潔に保つこと。
- (2) 客1人ごとに、美容を行う前に手指の洗浄等を行うこと。
- (3) 化粧品、薬物、器具等は、衛生上有害でないものを使用すること。

(美容所について講ずべき措置)

第4条 法第13条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 待合所は、作業場と区分して設けること。
- (2) 作業場は、美容用いす（以下「いす」という。）1台のときは9.9平方メートル以上とし、いす2台以上のときは9.9平方メートルにいす1台を超えるいすの台数1台につき3.3平方メートルを増した面積以上とし、かつ、洗場、消毒設備等の設置により業務に支障を来すことのない面積を保持すること。
- (3) 洗髪及び洗顔のための洗場並びに手指、器具等の洗浄のための洗場を適当数設けること。